規制庁文書「発電用原子炉施設の取替困難な機器、構築物の長期停止期間中の経年劣化に対する理解の概要¹」の認識共有にあたって

第6回「経年劣化管理に係る ATENA との実務レベルの技術的意見交換会」において、「発電用原子炉施設の取替困難な機器、構築物の長期停止期間中の経年劣化に対する理解の概要」(以下「理解の概要」という。)が提示されました。

本資料について、規制当局と ATENA の間で認識を共有するにあたって、ATENA から確認させていただきたい 点等は以下の通りです。

● 1.(b)「・・・プラント運転期間への影響は対象外であることを確認した上で、・・・」の意図

「理解の概要」1.(b)の記載については、「・・・プラントを運転することができる期間そのものの議論は対象外であることを確認した上で・・・」に見直しされることでいかがでしょうか。

なお、長期停止保全ガイド別添 A「プラント運転期間に影響を及ぼす可能性がある取替困難な構築物、 系統及び機器の経年劣化事象及び保全ポイント」については、会合でいただいたご意見を踏まえて、「<u>将</u>来のプラントの長期運転に影響を及ぼす可能性がある取替困難な・・・・」にタイトルを修正したいと考えています。

また、別添 A は、プラントの運転(技術的な観点から運転することが可能な運転期間)を律速する可能性がある取替困難な機器・構築物を対象として、長期停止期間中の経年劣化管理が不十分なことで、将来のプラントの寿命(再稼働後の運転期間。長期・短期に関わらず。)に影響及ぼすことがないように、ATENAとして、現在の長期停止期間中に行う必要がある保全ポイントを整理することを目的として作成しました。この作成の主旨・目的については、規制当局とも認識が共有できたと考えています。

なお、ATENAから提示した『「経年劣化管理に係るATENAとの実務レベルの技術的意見交換会」に関する取りまとめ文書』(以下「ATENA取りまとめ文書」という。)の見直し版は改めて提示し、認識を共有させていただきます。

—以 上—

¹_発電用原子炉施設の取替困難な機器、構築物の長期停止期間中の経年劣化に対する理解の概要(令和2年7月1日、原子力規制庁メンバー)https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/ikenkokan/ATENA/120000040.html